



防火対象物の利用者等  
の安全・安心のための

# 違反対象物の公表制度

※根拠条文：福岡市火災予防条例 第47条の2，福岡市火災予防規則 第16条

違反対象物の公表制度とは・・・

重大な消防法令違反のある防火対象物を福岡市消防局ホームページにて確認できる制度です。

公表の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査で確認した飲食店や物販店などの特定防火対象物で屋内消火栓設備，スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるもので，それらの設備が未設置であるもの</li> </ul>
公表の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火対象物の名称，所在地</li> <li>違反の内容（屋内消火栓設備，スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置）</li> <li>その他消防局長が必要と認める事項（公表日など）</li> </ul>
公表の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市消防局ホームページへの掲載</li> </ul>

違反対象物の情報は、次のページから確認できます。また、その後にはQ&Aもありますので、あわせてご覧ください。



防火対象物の関係者の方々へ

公表制度に該当する違反対象物は、無届けの増築や接続又はテナントが入れ替わる用途変更によるものがほとんどです。このような変更を検討されている場合は、事前に各行政区の消防署予防課に相談してください。

## 公表一覧表

行政区別	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		その他消防局長が必要と認める事項	
			指摘事項	根拠法令	公表日	その他
東 区	現在，公表の対象となる防火対象物は，ありません。					
博多区	EWツインビル	月隈二丁目3番11号	自動火災報知設備の未設置	消防法施行令第21条	平成29年3月23日	着工届受理
中央区	中村ビル	春吉二丁目16番14号	自動火災報知設備の未設置	消防法施行令第21条	平成29年5月1日	
	花クラヤビル	春吉一丁目6番7号	自動火災報知設備の未設置	消防法施行令第21条	平成29年5月8日	
	早川邸	今泉一丁目4番11号	自動火災報知設備の未設置	消防法施行令第21条	平成29年5月9日	
南 区	現在，公表の対象となる防火対象物は，ありません。					
城南区	現在，公表の対象となる防火対象物は，ありません。					
早良区	パシフィック棚橋	有田五丁目24番30号	自動火災報知設備の未設置 (共同住宅及びグループホーム カレッタ部分)	消防法施行令第21条	平成28年9月6日	着工届受理
西 区	現在，公表の対象となる防火対象物は，ありません。					



# 違反対象物の公表制度よくある質問Q & A

Q

Q どうして公表するんですか？

A 重大な消防法令違反があるのに、建物の利用者がそれを知らないのは良くないので、利用者自身がその事実を確認し、その建物の利用について判断できるよう、情報の発信として公表するんです。

A

Q いつ公表するんですか？

A 火事が起こり被害者が出てからでは遅いので、違反を確認したら速やかに公表しています。  
(事務手続きとして違反の確認から14日経過後に公表となります)

Q 何を公表するんですか？

A この公表は、建物の利用者に対する火災危険性に関する情報の提供なので、個人情報とはならない建物の名称、所在地、違反の内容などを公表しています。なお、改善に向けて消防設備の着工届を提出されましたら「着工届受理」を追加公表しております。

Q いつまで公表するんですか？

A 違反の内容が改善されるまでです。違反の内容が改善され、安全が確認できましたら、すぐに公表を取り止めます。

